

『広報さくほ』 台風 19 号災害関係 第 15 号

令和元年 10 月 30 日（水）

10 月 30 日 17 時現在の台風 19 号関連情報（第 15 号）をお知らせします。

1 被害状況等

(1) 道路の状況

- 国道 141 号、ラーチ入口からファミリードラッグまでの間は片側通行です。規制信号に従ってください。
- 国道 299 号、古谷ダムから十石峠側は通行止です。麦草峠から茅野市側は通行可能です。
- 中部横断自動車道、主要地方道川上佐久線も通行可能です。
- 余地、大日向の集落内道路は、大型土のうを敷設し仮復旧工事を進めています。大日向 4 区宮社橋、大日向 3 区平川原 1 号橋、畑ケ中の梅田橋は通行できるようになりました。
- 林道は、13 路線 45 か所に被害が確認されました。さらに大日向曲久保線、十山線において多数の崩落等が確認されました。
- 町内から群馬県に向かう国道 299 号、林道大上線の 2 路線はいずれも不通です。国道 254 号（内山峠）、国道 18 号（碓氷峠）バイパスなどを迂回する必要があります。

(2) 停電状況

- 停電地域はありません。

(3) 断水状況

- 被災地区の断水は全て復旧しましたが、水圧が不安定な場合があります。
- 佐久水道企業団により、大日向 3 区ゲートボール場、大日向 4 区公民館、大日向 5 区生活改善センター、かさなり団地公民館に給水タンクを設置してあります。
また、かさなり団地入口、余地入口信号付近、国道 299 号山口自動車钣金入口付近に、給水栓を設置してあります。
- 佐久水道企業団の給水車が、午前 9 時頃、午後 5 時頃の 2 回、かさなりを巡回します。
- 役場佐久庁舎、八千穂福祉センター、茂来館でも 24 時間給水が可能です。タンク等をご持参ください。また、夜は暗いので懐中電灯等をご持参ください。

(4) 家屋被害の状況

- 床上浸水 49 戸 床下浸水 58 戸 その他不明 ※65 戸 （27 日午後 1 時現在）
※小屋、カーポート等含む。
被災建物の調査進捗に合わせて軒数、被害認定の程度をお知らせする予定です。
- 「床下浸水」の被害を受けた方は、できる限り乾燥させるよう努めてください。その上で臭い等が気になる場合は、住民税務課生活環境係（Tel：86-2552）にご相談下さい。

2 佐久穂町が災害対応で提供しているサービスの一覧

(1) 避難所の開設状況

- 現在、「茂来館」を緊急避難所として指定しています。そのため開館時間も午前 8 時 30 分から午後 10 時 30 分まで延長しています。開館時間中は、館内シャワールームも使用できます。
また、自衛隊が図書館裏に設置している入浴施設もご利用いただけます。時間は午後 3 時から午後 10 時 30 分までです。自衛隊の入浴サービスは 10 月 31 日で終了しますが、あわせて茂来館開館時間も午前 8 時 30 分から午後 9 時 30 分に変更します。

(2) 携帯電話等の充電可能場所の開設状況

- 停電は解消しましたが、佐久庁舎、八千穂福祉センター、茂来館、社協ふれあい・こまどり、南佐久環境衛生組合で引き続き充電サービスを行っています。

(3) 仮設トイレの設置

- 大日向1区生活改善センター、大日向5区下川原橋付近に仮設トイレを設置しています。

(4) 入浴サービスの状況

- 八千穂高原区の八千穂山荘では、引き続き終日入浴利用と洗濯機利用をさせていただきます。また希望者には、一泊のみ無料でご宿泊いただけます。
- 佐久リゾートゴルフ倶楽部（午前11時30分～午後4時）、八峰の湯・滝見の湯（午前10時～午後9時）については、大日向3・4区、かさなり区にお住まいで水道水圧が不十分な皆様に、引き続きご利用いただけます。従来のおり役場佐久庁舎会計室で配布する無料券をお持ちください。
- 灯明の湯（土日祝のみ午前11時～午後9時）、川上村ヘルシーパークかわかみ（午前10時30分～午後8時）については、10月31日でサービスを終了します。
- 茂来館（図書館裏）で行われている自衛隊による入浴サービスは、10月31日で終了します。あわせて、茂来館内シャワールームの利用時間を午前8時30分から午後9時に変更します。

(5) 災害ごみの収集場所

- 南佐久環境衛生組合駐車場で受付けています。
- 10月30日（水）からは、午後のみ（午後1時から午後4時）の受入れに変更します。お間違えのないようお願いします。
- 回収できるものは流木、家電、たたみ、布団、家具などの「災害ごみ」のみです。生ごみ、燃料の入っているものなどは回収できません。土砂の捨て場は役場までお問合せください。

(6) 災害ボランティアの募集について

- 南佐久郡町村会・佐久穂町社会福祉協議会で災害ボランティアセンターを開設しています。受付は佐久穂町社会福祉協議会（TEL：86-4273）で、午前9時から午前9時30分まで行います。午前に受付された方が、午後も続けて作業されることが多くなっていますので、午後の受付は当面行いません。作業は2～4時間の範囲で従事していただきます。

(7) 災害支援寄附等について

- 佐久穂町台風19号災害義援金について
被災された町民への義援金受入を開始しました。専用口座での受入を10月25日（金）から始めています。八十二銀行本支店窓口及びインターネットバンキングからの振込手数料は無料です。振込依頼書又は通帳の写しで、寄附控除を受けるための添付資料とすることができます。

金融機関 : 八十二銀行（ハチジュウニギンコウ）
佐久町支店（サクマチシテン）
口座名義 : 佐久穂町台風19号災害義援金
（サクホマチタイフウジュウキユウゴウサイガイギエンキン）
口座番号 : 普通 338863

現金で納入をされる方は、役場会計室（0267-86-2559（直））にお問い合わせください。

「受領書」が不要な方については、募金箱を「役場佐久庁舎・八千穂庁舎」「社協ふれあい・こまどり支所」「茂来館事務所」「自衛隊入浴サービス受付」に設置しますのでご利用ください。

- 寄附金について

インターネットの「ふるさとチョイス」から、ふるさと納税での寄附を受け付けています。画面指示に従ってご入力いただくと、クレジットカード払いか口座振込により寄附ができます。口座情報は、ふるさとチョイスのお手続き後にこちらからご連絡いたします。

こちらも、通常のふるさと納税と同じく税控除の対象です。

(8) インフルエンザ予防接種費用の減免について

- 台風 19 号に被災され、かつ一定の条件を満たす方を対象に、インフルエンザ予防接種費用の減免をします。詳しくは、健康福祉課（Tel：86-2528・86-2525）にお問い合わせください。

【対象者】罹災証明書又は被災届出証明書をお持ちの方で、以下の①②のいずれかに該当する者

① 昭和 30 年 4 月 1 日までに生まれた者（65 歳以上）

ただし、60 歳以上 65 歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器に重い病気のある方も対象となります。

② 中学生、小学生、乳幼児、妊婦

(9) 台風 19 号被災住宅に係る住宅相談について

- 長野県では、被災住宅の修繕方法や融資制度など、住宅に関する相談会を開催します。

町でも、あわせて災害救助法による住宅の応急修繕や被災者生活再建制度に関する相談会を同時開催します。

期日は 11 月 6 日から 11 月 8 日までの 3 日間、時間は午前 9 時から午後 5 時までで、場所は茂来館です。詳しくは、健康福祉課（Tel：86-2528・86-2525）までお問い合わせください。

(10) こころとからだの健康相談について

- 被災によって、不安や悲しみ、無力感にとらわれたり、不眠や食欲不振、異常な疲れなどに悩んでおられる方を対象に、保健師等によるこころとからだの健康相談を実施しています。相談は面談又は電話により行います。受付時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までです。

64 歳以下の方は、健康づくり係（86-2525）、65 歳以上の方は、包括支援センター（86-1550）までご連絡ください。

3 佐久穂町の通常サービスの状況について

(1) ゴミの収集について

- 可燃ごみ、容器プラのみ通常どおり収集しています。

それ以外のごみ収集は 11 月 1 日から通常どおり再開の予定です。一部のごみステーションが使えません。お近くのステーションをご利用ください。

(2) 佐久穂小中学校について

- 通常どおり開校しています。

- 余地、大日向地区についてはスクールバス路線を変更します。バス停は学校からの指示に従ってください。

(3) 保育園について

- 町立保育園（栄、海瀬、八千穂）は通常通り開園しています。

- 断水等で、主食（ご飯）の用意ができないご家庭は、当日園長にお伝えください。保育園で用意します。

(4) こどもセンターについて

- こどもセンターは、通常どおり開設しています。
 - 学童クラブは、通常どおり開設しています。
- (5) 役場の住民票、各種戸籍、税金、福祉サービスなどの窓口対応
- 通常どおりです。
- (6) げんでる号
- 通常どおり運行しています。ただし余地は友野組付近まで、大日向は 299 号バイパスを通行し大日向 1 区生活改善センターまでの運行となります。
- (7) 罹災証明書の発行について
- 罹災証明の受付を行っています。被害状況を写真に収めていただくと、手続きがスムーズになります。メジャーなどを適宜使用し、全体、個別の被害状況がよくわかるように撮影してください。詳しい内容は、住民税務課（Tel：0267-86-2526）までお問い合わせください。
 - 事業者の皆様も社屋等が被災した場合は、罹災証明書を取得してください。任意保険や災害関連融資等の利用の際に必要な可能性があります。設備等が被災した場合は写真も撮っていただきますようお願いいたします。
- (8) 医療機関の受診特例
- 被災により家屋が全半壊又は床上浸水した方については、来年 2 月 1 日まで医療機関でその旨を申し出ること、保険証及び自己負担金（現金）なしで受診できます。

4 注意喚起情報

- (1) 犯罪防止について
- 被災地において警察や消防団などの公的機関の職員をかたる不審者情報や、災害に便乗した詐欺、悪質商法と思われる不審電話が報告されていますので十分注意してください。
 - なお、警察官が被災地を巡回パトロールしています。

5 行事中止情報

- 11 月 2～4 日 第 15 回佐久穂町文化祭
- 11 月 16 日 第 30 回スマイルボウリング大会

6 その他

- 自衛隊活動について
大日向 4 区抜井川護岸崩落箇所の二次災害防止のため、大型土のう設置工事に従事されていた陸上自衛隊施設隊の皆さんは、昨日作業を終え松本駐屯地に帰営されました。
橋脚流木撤去に従事されていた隊の皆さんは、本日全ての作業を終え、次の被災地に向かわれました。
入浴サービス従事隊員の皆さんは 31 日に業務を終了し、11 月 1 日に群馬県新町駐屯地に帰営の予定です。
- 岐阜県庁職員派遣について
被災地に対する総括支援、対口支援のため、岐阜県庁から当町に派遣されている職員の皆さんは、11 月 5 日までご活動いただきます。